

平成30年第3回厚岸町教育委員会会議録

招 集	日 時	平成30年 2月27日 午前11時00分	
	場 所	学校給食センター研修室	
開 会 日 時	平成30年 2月27日 午前11時00分		
閉 会 日 時	平成30年 2月27日 午後12時35分		
出 席 委 員	田 辺 正 保		
	濱 秀 利		
	平良木 宣 行		
	森 脇 直 美		
欠 席 委 員			
会議録署名 委 員	教 育 長	酒 井 裕 之	
	委 員	平良木 宣 行	
会議出席 者	教 育 長	酒 井 裕 之	
	事務局職員	管理課長	高 橋 敏 晴
		管理課長補佐	渡 部 貴 志
生涯学習課長		高 橋 俊 彦	
生涯学習課長補佐		三 浦 博 哉	
情報館長		福 地 玲 子	
体育振興課長		高 橋 政 一	
その他の者			

議事日程

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会
2		会期の決定
3		前回会議録の承認
4		会議録署名委員の指名
5	(議 案)	
	議案第 4 号	平成30年度学校給食費の額の決定について
	議案第 5 号	平成30年度厚岸町教育行政執行方針の策定について
	議案第 6 号	平成29年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について
	議案第 7 号	議会の議決を得なければならない事件の申出について
	議案第 8 号	議会の議決を得なければならない事件の申出について
	議案第 9 号	厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第10号	厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
	議案第11号	厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令を定めることについて
	議案第12号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて
	議案第13号	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて
6	(協 議)	
	協議第 1 号	平成29年度厚岸町立学校卒業式の参列者について
7		閉会

平成30年第3回厚岸町教育委員会

平成30年2月27日

午前11時00分開会

●教育長 ただいまから、平成30年第3回厚岸町教育委員会を開会
します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおり
であります。

●教育長 日程第2「会期の決定」について、委員会の会期を本日
2月27日の1日間としてよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日2月27日の1日間といたします。

(はい。の声)

●教育長 日程第3 「前回会議録の承認」については、平成30年
1月24日に開催した第1回教育委員会の会議録の承認であ
りますが、会議録署名委員の田辺委員、私がそれぞれ署名
済でありますので、これをもちまして承認といたします。

●教育長 日程第4 「会議録署名委員の指名」についてですが、
本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、
平良木委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、議案第4号「平成30年度学校給食費の額の決
定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議
案内容の説明をお願いします。

●管理課長

ただ今、上程いただきました議案第4号 平成30年度学校給食費の額の決定について、その提案理由をご説明申し上げます。平成30年1月24日に開催された第1回教育委員会議案第1号で諮問をしておりました、平成30年度の学校給食費の額について、厚岸町学校給食センター管理条例第5条及び同条例施行規則第8条第1項の規定により、額の決定をいたしたく本案を提出するものであります。議案書1ページをお開き願います。今月13日に開催された平29度第2回の厚岸町学校給食センター運営委員会から答申された給食費の額は、29年度と同様の小学校212円、中学校261円とする内容であります。答申書については、議案書3ページになりますので、参考に供し得ていただきたいと思います。今後、食材の高騰が予想されますが、献立等の工夫をしながら30年度につきましても、現状の額を維持するものであります。以上、簡単な説明ではありますが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、平成30年度の小中学校給食費の額を決定することについてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。

●教育長

次に、議案第5号、「平成30年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」を議題といたします。職員は、提

案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長

ただ今上程いただきました、「議案第5号、平成30年度厚岸町教育行政執行方針の策定について」その提案理由と内容について説明いたします。

議案書の4ページをご覧ください。

教育行政執行方針については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第1号の規定により策定するため、今回、本案を提出するものであります。

教育行政執行方針については、教育委員会が所管する政策及び計画などについて策定しているところですが、総合教育会議で協議し、策定された平成30年度から平成31年度の2年間を期間とする新たな「厚岸町教育大綱」に示された三つの基本方針の実現に向け、具体的な取り組みを展開してまいります。他に関係法令や平成29年度の教育行政執行方針の検証をも踏まえ、施策を推進してまいります。別途お配りしている教育行政執行方針の

1ページをご覧ください。序章となります。そして、第1の学校教育の充実については、2ページの重点の1から12ページの重点の8までを策定しております。

第2の社会教育の推進については、13ページからとなります。14ページ重点の1から17ページの重点の6までを策定しております。

第3のスポーツの振興については、18ページ重点の1から20ページの重点の7までを策定しております。

今年度の教育行政執行方針については、事前にお配りしお目通しをされていることと理解しておりますし、先に、開催されました本年度2回目となる総合教育会議において重点項目及び新たな取り組みについて説明しご了承いただいているところです。

重複となりますので、本日は、詳しい説明は省略させていただきますが、総合教育会議での意見を踏まえた変

更点及び、その後の内容精査により追加及び変更となった部分のみ説明いたします。なお、前回説明させていただいた施策内容に変更はございません。

7ページをご覧ください。総合教育会議にてご指摘のあった部分です。上から6行目になります、「地域や関係団体などの力を加えて強力な「学校応援団」を組織してまいります。」を、「地域や関係団体などの協力を得て「学校運営協議会」を組織してまいります。」に改めております。同じページになりますが、下から5行目、これも総合教育会議にてご指摘のあった部分になります。「教育公務員」という表現を、一般的な「教職員」に改めております。11ページをご覧ください。下から1行目になります。「英語暗唱大会」となっておりますが事業名称は「大会」ではなくて「発表会」ですので「英語暗唱発表会」に修正をお願いします。申し訳ございません。12ページをご覧ください。下から3行目にある修学旅行対象経費の助成の表現を、「また、小学校及び中学校とも修学旅行参加者の保護者に対し、修学旅行費のうち上限を定めて対象経費の半額を助成する支援を行ってまいります。」を「また、小学校及び中学校とも修学旅行対象経費の半額を助成する支援を行ってまいります。」と分かりやすい表現に改めております。

続いて第2の社会教育の推進については変更点はございません。第3のスポーツの振興です。

20ページ中段にあります重点の6ですが、「温水プールについてであります。」を利用促進を加えて「温水プールの利用促進についてであります。」に改めております。以上が、総合教育会議でご説明した後の変更点となります。大変簡単な説明ではありますが、平成30年度 教育行政執行方針の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長 内容は、平成30年度の教育行政執行方針についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第6号、「平成29年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第6号「平成29年度厚岸町一般会計補正予算、教育費の申し出について」提案理由とその内容についてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

平成29年度厚岸町一般会計補正予算のうち、教育に関する事務に係る部分（教育費）に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、厚岸町長に申し出たく本案を提出するものであります。

なお、私からは、管理課の所管事項に関する主なものについてご説明いたします。別途お配りしております議案第6号説明資料「平成29年度厚岸町一般会計補正予算（教育費）事項別明細書」をご覧願います。まず、歳入であります。1ページをご覧願います。左から款・項・目・補正前の額・補正額・計、右のページは節、そして説明欄となっております。それでは、説明いたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、8目教育費国庫補

助金、625千円の減、2節小学校費補助金356千円の減、及び3節中学校費補助金269千円の減、説明欄記載の特別支援教育就学奨励費補助金他、それぞれ事業費確定見込による補助金の減額です。以上で歳入を終わります。

続きまして、歳出であります。3ページ、9款教育費全体では、8,502千円の増額補正でございますが、管理課所管分についてご説明いたします。資料の左側の、款・項・目の順に進めてまいります。1項教育総務費、1目教育委員会費、42円の減額。右側の事業別説明欄のとおり、事業費支出見込による計数整理であります。2目事務局費、480千円の減額、右側の事業別説明欄をご覧ください。

教育委員会事務局465千円の減、主に共済費健康保険料ほかの383千円の減、これは、概算雇用保険料の支出見込によるもので、その他も事業費の支出見込による計数整理であります。教育事務評価会議は、事業費の確定による計数整理であります。3目教育振興費、417千円の増。事業別説明欄のとおり、教育振興一般では、63千円の減、支出見込による計数整理です。6ページ高等学校教育支援「通学バス定期券購入助成」については、利用者の増により487千円の増であります。外国青年招致は、支出見込による計数整理であります。5ページ、4目教員住宅費、1,663千円の減、事業別説明欄のとおり、教員住宅は支出見込による計数整理。教員住宅整備事業1,361千円の減、契約実績に伴う計数整理であります。教員住宅解体事業184千円の減、床潭地区老朽化教員住宅1棟の解体について事業確定によるものです。5目就学奨励費、8千円の減、奨学審議会の事業費確定による計数整理です。7ページ、6目スクールバス管理費、1,607千円の増、事業別説明欄、スクールバス運行のうち、増額の主なものは、太田線と尾幌線のスクールバスヒーター修繕で1,048千円、筑紫恋地区の待合所が強風によ

り転倒したためその復旧に係る修繕料が265千円であります。2項小学校費、1目学校運営費、2,077千円の増、厚岸小学校から高知小学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の使用見込の増が主なものでありますが、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。9ページ、2目学校管理費、2,666千円の増、事業別説明欄のとおり、学校管理から学校備品・教材等整備までは事業見込による計数整理です。主な増の要因は、12ページの真龍小学校教室改修事業2,001千円、皆増であります。現在の4種類の障害で5学級が平成30年度は、5種類7学級となり、現状では教室が不足するため、今年度中に教室を仕切るなどの工事を行うものです。11ページ、3目教育振興費、61千円の増、事業別説明欄のとおり、小学校教育振興、自然教室推進は、事業支出見込による減、要・準要保護児童就学援助等494千円の増、対象児童の給食費の支出見込による増額であり、14ページ特別支援教育就学奨励については、支出見込による減額であります。13ページ、3項中学校費

1目学校運営費、3,390千円の増、厚岸中学校から高知中学校までの各学校における燃料費、光熱水費等の精査による計数整理が主なものでありますが、小学校と同様、燃料費と、光熱水費のうち電気料が嵩んでいることから増額補正となっております。15ページ、2目学校管理費、1,538千円の増、事業別説明欄、学校管理1,405千円で主な増の要因は、需用費・修繕料1,290千円の増、主な内訳として、真龍中学校の暖房及び非常階段の修繕に973千円となっております。3目教育振興費、367千円の減、事業別説明欄のとおり、事業執行に伴う計数整理であります。27ページをお開き願います。6項保健体育費、1目保健体育総務費、557千円の減、事業別説明欄のとおり、いずれも支出見込による計数整理であります。

31ページ、4目学校給食費1,359千円の増、事業別説

明欄の学校給食センター運営委員会は、事業費確定見込に伴う計数整理であります。学校給食センター1,368千円の増、主な要因は、需用費のうち燃料費と光熱水費の増額によるものです。以上で、簡単ですが管理課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●生涯学習課
長

続きまして、私からは、生涯学習課の所管事項に関するものについて、ご説明いたします。事項別明細書1ページ歳入にお戻りください。14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、2ページ3節社会教育使用料、説明欄中 海事記念館入館料・郷土館入館料・太田屯田開拓記念館入館料は、それぞれの施設の年度内収入見込による増減でございます。次に、下段の21款諸収入、6項雑入、3目雑入では、説明欄中、総合賠償補償保険金(社会教育費)60千円の計上ですが、内容は、町民文化祭作品展示会の作業中に起きた事故に対する株式会社損保ジャパンからの保険金であります。詳細については歳出で説明させていただきます。その下、複写機使用実費収入(情報館)・パソコン講座受講料・その3行下の自動販売機設置電気料(情報館)は、それぞれの年度内収入見込による減額でございます。次に、事項別明細書15ページお開き下さい。下段、5項社会教育費、1目社会教育総務費9千円の減、18ページをお開きいただき説明欄中、事業名青少年問題協議会、社会教育委員、青少年育成センターと社会教育活動は、実績に伴う計数の増減です。下段の事業名芸術文化は20ページをお開きいただき、負担金補助及び交付金の補助金文化振興助成120千円の増は、町内で活躍するリコーダー合奏の一般の団体が、釧路管内リコーダーコンテストで金賞を受賞し、1月に札幌市で開催された全道リコーダーコンテストに管内を代表して参加したことから、厚岸町文化振興助成条例の規定に基づき4名分を計上するもので、次に、補償補填

及び賠償金の補償金60千円の増は、歳入にも計上しましたが、昨年11月に開催した厚岸町民文化祭作品展示会の作品展示の作業中、出展者が作品を展示するため長テーブルに上がった際に、長テーブルの脚を固定するストッパーが渋く、完全に止まってなかったため傾き本人が転倒。その際に左胸を強打し肋骨を6本骨折した事故による補償金です。なお、この件につきましては、作業前に事務局より脚立を使用するよう説明はしておりました。

また、保険会社に事故の詳細を説明したところ、長テーブルのストッパーが渋かったとしても、長テーブルは上がるものではなく、上がって作業した時点で過失は本人にあり、通院日数に対する医療補償が該当するとのことでした。その他の科目は実績に伴う計数の減額です。

次に、2目生涯学習推進費8千円の減、事業名生涯学習活動と生涯学習施設は、実績に伴う計数の増減です。

次に、3目公民館運営費30千円の減は22ページにまたがりませんが、事業名公民館運営審議会と公民館管理と公民館活動は、実績に伴う計数の増減です。

次に、21ページ4目文化財保護費347千円の減22ページ説明欄、事業名文化財専門委員会と文化財保護は、実績に伴う計数の減額です。事業名史跡国泰寺跡整備検討委員会では、報償金謝礼金は、実績に伴う計数の減額で、旅費の特別旅費は、この検討委員会は年2回開催され各地元の委員と文化庁及び道教委からのアドバイザー3名の予算を計上しておりましたが、2回の会議とも3名のアドバイザーが欠席されたこと等により日当、交通費と宿泊費を合わせて309千円を減額するものです。なお、この会議の日程につきましては、各委員及びアドバイザーの日程を事前に確認し決定してましたが、3名のアドバイザーとも日程決定後に他の公務により都合がつかなくなったとのことでの欠席となりました。今後につきましては、会議時期の見直し等を行い、日程調整に十分留

意し予算を執行したいと考えております。次に、5目博物館運営費83千円の増、事業名海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会は、実績に伴う計数の減額で、事業名海事記念館、報償費24ページをお開きいただき謝礼金ですが、海事記念館のプラネタリウムの春番組作成にあたり、番組のナレーションを翔洋高校の生徒に依頼したことによる謝礼として図書カード1千円分を計上するもので、需用費修繕料137千円増は、海事記念館の鉄扉が経年劣化により腐食し修繕するため計上するもので、その他の科目は実績に伴う計数の増減です。事業名郷土館と太田屯田開拓記念館は、実績に伴う計数の減額です。次に、6目情報館運営費387千円の増、事業名厚岸情報館、需用費26ページをお開きいただき燃料費361千円の増ですが、冬期間の寒冷に伴う使用量の増と重油単価が増加したことによる計上で、修繕料282千円の増は、情報館玄関ホールの天井が腐食し修繕するものです。中段備品購入費事務用備品購入35千円の増は、平成19年に購入したデジタルカメラが劣化したため新たに購入するもので、その他の科目は実績に伴う計数の増減です。事業名厚岸情報館分館と図書館バス運行とブックスタートは、実績に伴う計数の増減です。以上、簡単ではありますが生涯学習課に関する補正予算の内容説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

● 体育振興課
長

続きまして、体育振興課所管に関する補正予算について説明いたします。事項別明細書の歳入の1ページをご覧願います。14款使用料及び手数料、1項使用料、7目教育使用料、次ページ、4節保健体育使用料192千円の減額、節説明欄、海洋センター使用料35千円の減、勤労者体育センター使用料37千円の減、宮園公園パークゴルフ場使用料102千円の減、温水プール使用料18千円の減、いずれも利用実績及び今後の見込みによる減額です。次

に、16款道支出金、2項道補助金、8目教育費道補助金、3節保健体育費補助金7,600千円の減、平成29年度地域づくり総合交付金事業を財源として実施しておりました、宮園公園施設整備事業の北海道からの内示額が確定したことによる減額補正でございます。次に、21款諸収入、6項3目3節雑入、4段目、公有物件建物災害共済金195千円皆増、昨年9月18日、本町に来襲した台風18号により被災した、海洋センター艇庫シャッターについて、修繕費用の一部補填として北海道町村会から納入があった、公有物件建物災害共済金の計上であります。次に、B&G地域海洋センター修繕等助成金300千円の減、B&G海洋センター屋内体育施設照明LED更新事業に係る助成額が確定したことによる減額補正であります。次に、鉄くず売り払い代7千円の減、温水プール公用車更新による旧公用車の廃車に伴う鉄くず売り払い代の額確定による減額であります。次に、下段の2項目、自動販売機設置電気料(体育施設)48千円の減、同じく温水プール16千円の減、自動販売機購入実績と今後の購入見込みによる減額です。続きまして歳出でございます。27ページをお開き願います。6項、保健体育費、2目、社会体育費、3,738千円の減、28ページの説明欄、事業別で説明いたします。スポーツ推進審議会、7千円の減、報酬4千円、旅費3千円の減、それぞれ会議開催に伴う出席委員の報酬及び費用弁償の執行額確定による減であります。社会体育一般では、4千円の減、役務費5千円の減、公課費1千円の増、公用車ライトバン車検整備に係る経費の額の確定による増減であります。スポーツ推進委員では、67千円の減、報酬50千円、次ページにわたり、旅費15千円の減、スプリント選手権大会中止に伴う所要経費の減、負担金補助及び交付金2千円の減、各種会議開催時負担金の執行額確定による減額です。体育施設では、622千円の増、需用費795千円の増、主な内訳として、燃料費5

93千円の増、燃料単価の上昇に伴う予算額の増、光熱水費125千円の増、執行済額と今後の見込み額による増額であります。修繕料40千円の増、宮園公園作業用機械の故障修繕経費の増ほか公用車並びに施設修繕の額の確定による増減であります。役務費9千円の減、通信運搬費は電話使用料9千円の増のほか、各種作業用自動車の自賠責保険の執行額確定による減、委託料164千円の減は、体育施設管理委託料の執行額確定及びスケートリンク管理棟委託料の見込み並びにパークゴルフ場管理棟管理委託料の執行額の確定による減額であります。原材料費増減なし、パークゴルフ場コース目土散布用洗い砂ほか土砂購入で6千円の増、各種事業用資材購入の実績及び見込み額で6千円の減であります。スポーツ振興では、123千円の減、報償費91千円の減、各種大会開催時の審判謝礼及び大会記念品の執行額の確定による減、委託料32千円の減、スポーツ少年団による各種大会等への利用実績と今後の見込みによる減であります。次に、B&G海洋センター整備事業、206千円の減、B&G海洋センター照明LED更新事業の入札執行による事業費確定に伴う減額。次に、宮園公園施設整備事業、3,953千円の減、宮園公園子ども広場遊具整備事業、宮園公園野球場改修事業、勤労者体育センター照明LED更新事業の3事業についてそれぞれ最終事業費が確定したことによる減であります。続いて、31ページ、3目、温水プール運営費、2,166千円の増。次ページ説明欄、内訳は報償費2千円の減、厚岸ジュニアスイミングクラブ講師依頼実績額の確定による減、需用費2,166千円の増、燃料費574千円の増は燃料単価の上昇に伴う増額、光熱水費42千円の増は水道料金の値上げによる増、修繕料1,550千円の増は、経年劣化に伴う浄化装置修繕及びウォータスライダー用ポンプほか7箇所のポンプ整備、球切れによるプール用照明電球の交換、トイレ便器のパッキン劣化による交換修繕並び

に公用車車検時の追加修繕にかかる経費の増額であります。公課費 2 千円の増は、公用車所管替えによる自動車重量税の税額変更による不足額の増であります。以上、体育振興課に係わる補正予算の内容説明とさせていただきます。

●教育長 内容は、町議会第 1 回定例会に提出される教育費に係る補正予算の町長への申出についてであります。
これから質疑を行います。

●田辺委員 史跡国泰寺跡整備検討委員会の特別旅費が309千円の減だが理由を教えてください。

●生涯学習課長 今回の減額は年 2 回開催される委員会において、2 回とも文化庁と道教委からのアドバイザーが欠席となったことにより減額となりました。

●田辺委員 アドバイザーが欠席されると整備計画が遅れるのでは。

●生涯学習課長 昨年 3 月に開催された委員会において「基本計画(案)」を提出しアドバイザーから一部指摘を受けました。今年度の 2 回の委員会とも、この指摘を改善するため検討していることから、今回の欠席で整備計画が遅れるものではありません。

●田辺委員 委員会の日程を検討しては、いかがか。

●生涯学習課長 委員おっしゃるとおり、検討したいと考えています。

●田辺委員 総合賠償補償保険金について、内容を教えてください。

- 生涯学習課長 昨年11月に開催した「町民文化祭作品展示」の準備中、出展者が長テーブルに乗り、展示作業していた際、長テーブルの脚のストッパーがはずれ、テーブルが傾き出展者が転倒し、左胸を強打したものです。
- 田辺委員 けがをされた方への対応は。
- 生涯学習課長 翌日、実行委員会会長と私とで謝罪に伺い、本人から長テーブルの管理が悪いと指摘されました。
- 田辺委員 保険金60千円の内訳は。
- 生涯学習課長 通院日数に対する保険金が支払われるが、通院日数16日に対し、定額で6万円が本人に支払われるものです。
- 教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)
- 教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)
- 教育長 では、そのように決定いたします。
- 教育長 次に、議案第7号、「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。
- 管理課長 ただいま上程いただきました、議案第7号「議会の議

決を得なければならない事件の申し出について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。内容は、厚岸町学校林設定条例の一部を改正する条例の制定であります。議案書6ページをお開き願います。厚岸町学校林設定条例は、厚岸町が学校林を設定し、学校経営に必要な基本財産の造成を図り、あわせて青少年の林業教育の向上及び森林資源の培養に資するため必要な事項を定めることを目的として、昭和37年に制定され、その後、平成20年には、引用している条例の廃止等に伴う一部改正がされております。近年の全国的な学校林の状況をご説明させていただきますが、保有学校数や面積ともに減少傾向にあります。その要因としては、少子化による学校の統合に伴う学校林の廃止もありますが、当時の学校林設定の一番大きな目的である基本財産の造成が、木材価格の低迷などによりその目的を果たせなくなったことによるものといわれております。現在、厚岸町では、国有地内に設定した学校林が1箇所、道有地内に設定した学校林が1箇所、町有地内に設定した学校林が1箇所、学校敷地内に設定した学校林が2箇所、合計5箇所の学校林が設定されております。学校林の目的は時代とともに変化しており、近年の木材価格の低迷などもあり、学校林を伐採し基本財産とする目的から、自然環境保全や環境教育及び自然体験学習などの生きた教材として新しい役割の位置づけが強まってきてるところであります。さらに、それぞれの学校林を今後有効に活用していくために、現在、学校林のおかれている状況を踏まえ、今後の活用方法を学校や地域並びに関係機関と協議をさせていただきました。今回の改正においては、学校林の現状を把握し、今後の利活用の方向性を見極めたうえで目的を改正するとともに、現状に即した内容に改め、さらに、学校林の今後の活用についても新たに規定するため、改正しようとするものであります。改正内容につき

ましては、お手元に配布させていただいております、議案第7号説明資料、新旧対照表で説明させていただきます。第1条は、目的であります。提案理由でご説明したとおり、本条例制定当時は学校財産の造成が大きな目的でありましたが、現在及び今後の利活用の状況を踏まえ、学校運営に係る基本財産の造成という内容に、森林教育及び環境教育の向上を加えて教育に資する内容に改めるものであります。第2条は、定義であります。新たに定義規定を設け、1号として学校林の定義を、町立学校が保有する森林と定義をし、第2号では、部分林の定義を、学校林のうち町有地以外に設定する学校林とし、学校林の区分をより明確にしたものであります。第3条は、学校林の設定であります。第1項において学校林全体の設定方法について規定しているため、第2項の部分林の手の規定を削除するものであります。第4条は、設定の議決等であります。第1項で議会の議決が必要な学校林の規定をしておりますが、第2項において、学校を統合又は廃止したときに、その所属する学校林を変更する場合、議会の議決を要する学校林の対象を明確化したものであります。第3項は、部分林の定義を第2条第2号において規定したことによる字句の整理であります。

第6条は、樹木の所有権及び収益であります。第2項中、部分林の定義を第2条第2号において定義を規定したことによる字句の整理であります。第8条は、町費負担の経費であります。現在使用していない薬剤を削除し、整理を行ったものであります。第10条は、学校林の解除であります。第1項中、部分林の定義を第2条第2号において定義を規定したことによる字句の整理と樹木を処分したときは、学校林の設定を解除することができるものとし、樹木の処分後も学校林の設定を解除せずに継続することも視野に入れた改正であります。第11条は、学校林の活用であります。目的の改正をうけ学校

林を児童生徒の森林教育、環境教育の向上を図るため、学校林を活用するよう努力義務を新たに規定するものであります。第12条は、第11条を追加したことにより、第11条を第12条に繰り下げるものであります。恐れ入りますが、議案書7ページにお戻り願います。附則であります。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。とするものであります。なお、「本改正条例」は、平成30年厚岸町議会第1回定例会に上程いたしたく厚岸町長に申し出るものであります。以上、簡単な説明ではあります、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、厚岸町学校林条例の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●田辺委員 太田小学校の敷地内にあるのも学校林なんですか。

●管理課長 学校林として、管理しております。町有地内に設定した学校林は、太田中学校なんです、学校からかなり離れたところに設定しております。この時に議会の議決を経てますが、太田小学校と高知小中学校は敷地内にある学校林ということで、議決された形跡がありません。という事は、学校敷地内に作った校庭林という事になっています。という事は、町有地内では無くて学校敷地ということで、議会の議決を経ていないと推測されます。

●田辺委員 今度は、学校敷地内の扱いはどうなるか。

●管理課長 町有地内と同じ扱いにします。

●田辺委員 学校林の設定は、議決を経るが、解除の時は議決を経ないのか。

●管理課長 他の町村を見ると、設定自体議会の議決を経ていない、議決を経たとしても、解除の議決を要さないことになっています。というのは、解除の時も議会の議決を経ると伐期に切れないというように推測をしています。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第8号、「議会の議決を得なければならない事件の申出について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。ただいま上程いただきました、議案第8号「議会の議決を得なければならない事件の申し出について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。内容は、厚岸町スクールバス条例の制定であります。議案書8ページをお開き願います。スクールバスについては、厚岸町立学校に通学する児童生徒の交通手段を確保するために、現在、8路線で運行しておりますが、児童生徒以外の利用いわゆる住民利用については、児童生徒が乗車したうえで、乗車定員に達していない場合に無償でご利用いただいております。厚岸町では、スクールバスの一般利用のほか患者輸送バスなど別々の制度で、公共交通機関がない地域の交通手段の確保

を行ってきたところではありますが、それぞれの目的の違いから路線の重複や他の交通機関への接続性に問題がありました。このような状況の中、平成29年度に設置された厚岸町地域公共交通活性化協議会において、地域で生活する上で、必要となる路線を持続的に確保していくために、また、利用しやすい交通網を形成する目的から、平成30年10月1日から有償による厚岸町デマンドバスの運行が決定いたしました。また、あわせてスクールバスについても、住民利用に対し、デマンドバスと同様に予約型の有償運行とすることが決定したところでありませう。現在、スクールバスの運行については、「厚岸町スクールバス運行管理要綱」にて必要な事項を定めて運行しておりますが、公共の施設としてスクールバスを住民利用する際の設置及び管理に関する事項を定めるとともに住民利用をする際に使用料を徴する必要性が生じたことから本条例を制定するものであります。第1条は、設置であります。スクールバスの設置目的を規定しており、町内の小中学校に通学する児童生徒及び地域住民の交通手段を確保するため、厚岸町スクールバスを設置するものであります。第2条は、管理であります。日常において、スクールバスの適正管理と効率的な運用をするための規定であります。第3条は、運行であります。スクールバスを運行することができる場合を規定しております。1号は、児童生徒の通学の用に供する場合とし、これは、児童生徒の登下校になります。2号は、町又は教育委員会が主催する行事に使用する場合とし、例えば、小学生の陸上の体力測定記録会などになります。3号は、町内の小中学校が実施する学校教育活動に使用する場合とし、社会科見学やプール学習などになります。4号は、前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合としております。第2項では、スクールバスの運行日、運行時間、運行回数及び乗降場所を、教育委員

会が別に定めるものであります。スクールバスは、学校の授業時間や学校行事等により、児童生徒の登下校時間に変更となることがあるため、別に定めようとするものです。第3項では、第1項第1号に規定する場合、登下校のスクールバスの運行対象地区及び運行区間を別表第1において定めております。議案書10ページ別表第1（第3条関係）をご覧ください。運行対象地区と運行区間の表になります。運行対象地区であります。一つ目が床潭地区、筑紫恋地区、二つ目が上尾幌地区、尾幌地区、三つ目が苦多地区、門静地区、四つ目がトライベツ地区、若松地区、糸魚沢地区、五つ目が太田地区、大別地区、六つ目が片無去地区、七つ目がトライベツ地区、若松地区となっております。運行区間については、それぞれ記載のとおりとなっております。表の下段の備考ですが、運行区間の欄にあります厚岸駅と町立厚岸病院の区間は、住民利用する者の予約がないときは運行しないため、この場合は、学校からの運行となります。議案書9ページにお戻りください。第4条は、住民利用の方法であります。第1項では、登下校時のスクールバスの運行において、住民利用の際、児童生徒の乗車人員が乗車定員数に満たないときに、余剰定員数の範囲内で住民利用に供することができるとしております。第2項では、住民利用に係るスクールバスの運行は、道路運送法第78条第2号の規定に基づく有償運送とするものとし、利用の際は有料であることと、その根拠法令を示しております。

第3項では、住民利用をする者は、利用しようとする日の前日までに予約しなければならないとしております。第4項では、住民利用をする場合の予約日と時間を規定しており、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時までとしております。第5条は、住民利用をする場合の使用料であります。住民利用をする者は、次の各号に掲げる使用料を納めなければならない。ただし、就

学前の乳幼児は、無料とするものであります。1号では、別表第2で普通使用料を定めております。議案書11ページをご覧ください。別表第2（第5条関係）であります。18区間で1回当たりの使用料を一般と小学生の区分に分けた表になります。小学生は一般の半額の設定となっておりますが、これは、通学している学校が休校となった場合にスクールバスを一般利用した場合を想定したものとなっております。備考であります。1は、一般の定義を小学生以外の者としております。2は、免除規定で、1号から4号まで障害を有する対象者等をそれぞれ規定しております。議案書9ページにお戻りください。2号では、別表第3で定期使用料を定めております。12ページをご覧ください。別表第3（第5条関係）であります。料金区分、定期の種類及び月額の使用料の表になります。それぞれの料金区間で一般、児童生徒、高齢者の定期の種類で月額料金を定めております。備考であります。1は、この表の区間は、先ほどの別表第2の一般の欄に掲げた使用料の区分となっております。2は、一般の定義を、小学生、中学生、高校生、満65歳以上の高齢者以外の者としております。3は、児童生徒の定義を、小学生、中学生及び高校生としております。4は、高齢者の定義を、満65歳以上の者としております。5は、免除規定で、別表2と同様に1号から4号まで障害を有するものなど対象者をそれぞれ規定しております。なお、普通使用料及び定期使用料の設定はデマンドバスの使用料との整合性を図るため同区間や対象者において同額となっております。議案書9ページにお戻りください。

第6条は、スクールバスを安全運行するための利用者の責務であります。利用者は、運転手が安全確保のために行う職務上の指示に従わなければならないとしております。第7条は、利用の制限であります。安全確保や円滑なバスの運行のため、町長は、スクールバスを利用し

ようとする者又は利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。とするものでありますが、1号は、前条の規定に違反したとき。2号は、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。3号は、スクールバスの車両及び設備をき損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。4号は、第4条第3項の規定による予約をしていない者が住民利用を求めた場合であって、満車その他運行上の支障があると認められるとき。5号は、前各号に掲げるもののほか、スクールバスの運行上支障があると認められるとき。とするものであります。第8条は、業務の委託であります。町長は、スクールバスの運行に関する業務の全部又は一部を委託することができるとするものであります。議案書10ページをお開きください。第9条は、委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるとするものであります。附則であります。1として、この条例の施行期日であります。平成30年10月1日から施行するとするものであります。2として、準備行為であります。町長は、この条例の施行の日前においても、住民利用に関する必要な準備行為をすることができるとするものであり、平成30年10月1日の施行前であっても、予約を受け付けることができるものであります。なお、「本条例」は、平成30年厚岸町議会第1回定例会に上程いたしたく厚岸町長に申し出るものであります。以上、簡単な説明ではあります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、厚岸町スクールバス条例の制定についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

設置について、町内の小中学校に通学する児童生徒及び地域住民の交通手段を確保するため、厚岸町スクール

バスを設置する。とあるが児童生徒と地域住民という事は、どちらのためにも、スクールバスを出しても良いと言うことなのか。

●管理課長 住民利用をするためにこの文言を入れました。基本的にスクールバスは児童生徒です。今までもそうですが、「スクールバスの経路を変えないで、経路上にあれば乗ってください。」という状態です。今までとほとんど変わらず有料になるということです。あくまでも児童生徒が優先です。

●濱委員 主たる目的の児童生徒のほかに地域住民も乗れるようにするために、地域住民と入れたと思うんですが、「及び地域住民」と入れなければいけないのか。

●管理課長 設置の段階で、スクールバスに住民が利用できると謳わなければならないので、ですからこういう表現です。これが無ければ目的が違うことになります。

●濱委員 これだと、地域住民の交通手段のためにスクールバスを利用して良いと考えられないのか。

●管理課長 こちらとしては、考えていませんし、あくまでも主体は児童生徒で、及び地域住民です。

●濱委員 運用方法は、そうだと思うが、この条文を読んでそういう風に読んでしまう人は、いないのか。

●田辺委員 スクールバスは、どのように運行するかという事は、第3条の中に、スクールバスの運行は、こういう場合に運行するの規定していて、住民が望んだらバスを運行するという事を制約していると思うんですけど。

●管理課長 田辺委員おっしゃったとおり、第3条の運行を規定しています。第4条では、住民利用の場合を規定しています。第1条の設置は、全体としてこのように使います。という事なので、それぞれ条で規定をしているという事です。

●田辺委員 住民利用で有償利用ができると規定していますが、第3条第1項の本来のスクールバスの利用に対して、無償であるという規定がないが、解釈として第4条第2項に住民は有償であると規定しているのでそういう解釈もできるのかと思うが、良いのか。第3条第1項第1号で、児童生徒の通学の用に供する場合となっているが、別表3の中で、児童生徒と出てきているが、どういう場合を想定しているのか。

●管理課長 住民利用の有償の関係ですが、他の町村でもやっている部分で問題は無いと解釈しています。今回有償になることと、デマンドバス条例を制定するという事で、今回提出させていただきました。二点目の定期の関係ですが、デマンドバスの規定にあわせています。自分の通学区域の場合は、無料です。それ以外に乗る場合を想定して規定しています。児童生徒とありますが、高校生も対象です。デマンドバスも高校生は有料です。ただし、月額で1,090円と定額で設定しています。

●濱委員 第3条第1項第4号に、前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合というのは、どのような場合が考えられるのですか。

●管理課長 例えば、クラレンス市や村山市からお客さんが来た場合などに空港に迎えに行く場合など特別に認めるという

ものです。

●田辺委員 住民利用の関係で、第4条第3項で住民利用する者は、前日までの予約とあるのは、原則規定と捉えて良いのか、第7条第4号で、第4条第3項の規定による予約をしていない者が住民利用を求めた場合であって、満車その他運行上の支障があると認められるとき。という事は、裏を返せば、前日まで予約できない場合でも、当日乗れる場合でも乗ることができるという事ですか。それと、受付はどこでするんですか。

●管理課長 基本は予約をして下さいという事で、予約が無くても乗れる事もあるという事です。受付は、委託業者が受け付けます。

●教育長 他にございますか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり町長に申し出ることに決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 議案第9号、「厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。ただ今上程いただきました、議案第9号厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定につきまして、その内容と提案理由を説明させていただきます。

きます。この規則は、厚岸町における小学校・中学校の通学区域制度を確立し、義務教育の機会均等及び通学の適正を図ることを目的としており、通学区域は、地域の状態や交通状況等を考慮して定めております。今回の改正は、高知小学校が、平成30年度において児童数が皆無となる見込から、PTA会長、学校区の二つの自治会長の連名による、要望書が提出されました。その内容は、平成30年4月1日から小学校を休校し、就学校については真龍小学校を希望するものでありました。教育委員会としては、この度提出された要望書のとおり、平成30年度の就学児童は皆無であるため、「厚岸町立高知小学校を平成30年4月1日から当分の間休校とする。」とするものであり、このたび、必要な改正を行うものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書14ページをご覧ください。議案第9号 厚岸町立小学校・中学校通学区域規則の一部を改正する規則でございます。改正内容については、別にお配りしている議案第9号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。本規則の第3条において、厚岸町の小中学校の通学区域を規定しておりますが、各学校の通学区域は表の下段の別表のとおりとなっております。この度の改正は、附則の3として、「休校期間中の学校の指定」を加えるもので、平成30年度から当分の間休校する厚岸町立高知小学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表に定める規定にかかわらず、当該学校の休校中は厚岸町立真龍小学校とするものであります。議案書14ページへお戻り下さい。附則であります。改正後の規則は、平成30年4月1日から施行するものであります。以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、高知小学校休校にともなう、厚岸町立小学校

・中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第10号、「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第10号「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。議案書15ページをご覧ください。厚岸町教育委員会事務局処務規則については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、厚岸町教育委員会事務局の組織等について定めております。今回の改正については、規則に規定している課、室及び係のうち、体育振興課体育振興係の課と係の名称をスポーツ課スポーツ係と改めるため、本案を提出するものであります。体育振興課は、昭和61年11月に新設されておりますが、設置当初は「体育」という言葉が一般的であったため厚岸町においても「体育振興課」を課名としておりました。しかしながら、現在は、国際スポーツから、伝統的なスポーツ、また、ウォーキングなど健康を維持増進するものとして、さらに

は生きがいとして行う行為も含めて広くこれらを「スポーツ」と考えるようになってきております。また、2011年にはスポーツ基本法が制定され、2015年には文部科学省の内部組織としてスポーツ庁が設置されるなど、スポーツという言葉が広く国民に浸透し、体育という言葉よりもスポーツという言葉のほうが日常的に使われてきている状況にあります。教育委員会といたしましては、これらの現状と諸情勢から、より町民に親しまれ、呼びやすく分かりやすい名称として、体育振興課の名称をスポーツ課に、体育振興係の名称をスポーツ係に改称することといたしました。改正内容については、別にお配りしている議案第10号説明資料「厚岸町教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則新旧対照表」により説明させていただきます。規則の第2条に規定している課、室及び係のうち、体育振興課体育振興係の課と係の名称をスポーツ課スポーツ係と改め、第2項の表中、体育振興課をスポーツ課に改め、第5条に規定している事務分掌の別表中、課室名の体育振興課をスポーツ課に、係名の体育振興係をスポーツ係にしようとするものであります。議案書15ページにお戻り願います。附則でございます。この規則は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、体育振興課体育振興係の名称をスポーツ課スポーツ係に改めることによる規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第11号、「厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました議案第11号「厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由についてご説明申し上げます。議案書16ページをご覧ください。今回の改正については、先ほど議案第10号で議決いただいた厚岸町教育委員会事務局処務規則に規定している体育振興課及び体育振興係の課と係の名称がスポーツ課スポーツ係に改称されるため、当該課名及び係名を引用している各訓令について字句の改正を行いたく、本案を提出するものであります。この度の改正訓令は、4条立ての構成とし、第1条が厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則の一部改正、第2条が厚岸町教育委員会文書管理規程の一部改正、第3条が厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部改正、第4条が公の施設使用料免除要綱の一部改正とし、これらの訓令を一括して改正しようとするものです。改正内容については、別にお配りしている議案第11号説明資料「厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則等の一部を改正する訓令新旧対照表」により説明させていただきます。第1条、厚岸町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則施行細則の一部改正であります。この施行細則は、厚岸町立小学

校及び中学校の施設の開放の実施に関し必要な規定を定めており、第5条は、許可を受けたものに教育委員会が利用の中止を命ずることができるもので、その際の「学校利用中止通知書」の別記第4号様式中「体育振興課体育振興係」を「 課 係」に改めるものです。

第2条、厚岸町教育委員会文書管理規程の一部改正であります。この規程は、厚岸町教育委員会が保有する文書事務の管理について、基本的事項を定めることにより、文書事務の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とするもので、第6条では、文書に記号及び番号を付すこととしており、付表において課名・係名・記号が規定されていますが、付表中の課名の体育振興課をスポーツ課に、係名の体育振興係をスポーツ係に、記号の厚教体体を厚教ススに改めるものです。第3条、厚岸町余裕教室等活用計画策定委員会設置要綱の一部改正であります。この要綱は、本町における小中学校の普通教室及び廃校を予定している学校施設を有効に活用する計画を策定するため策定委員会を設置しているもので、第2条では委員の構成を規定していますが、委員の中の体育振興課長をスポーツ課長に改めるものです。第4条、公の施設使用料免除要綱の一部改正であります。この要綱は、厚岸町教育委員会が所掌する公の施設の使用料を免除する公共的団体について定めているもので、第3条では、教育委員会が別に定める公共的団体を別表で定めており、別表中の体育振興課をスポーツ課に、改めるものであります。

議案書17ページにお戻り願います。附則でございます。この訓令は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上簡単な説明ですが、ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、体育振興課体育振興係の名称変更に伴い、関係する細則等の一部改正についてであります。

これから質疑を行います。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第12号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第12号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。

この要綱は、学校教育法の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、援助を行うための要保護及び準要保護児童生徒の認定及び認定者に対する就学援助費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的としております。今回の改正内容であります。準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、新たな援助費目であるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、援助対象とすることから当該援助費目を追加するものであります。議案書18ページをご覧ください。議案第12号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものでござい

ます。改正内容については、別にお配りしている議案第12号説明資料「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表」にてご説明いたします。第2条は定義の規定となりますが、第3号中「及び学校給食費」を「、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費」に改めるものです。同様に、第4条は就学援助費の支給費目の規定となりますが、第2号中、「及び学校給食費」を「、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費」に改め、援助費目の追加を行う改正をするものです。議案書18ページにお戻りください。附則ではありますが、この訓令は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、就学援助費支給品目の追加を行うための、取扱い要綱の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第13号、「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」を議題といたします。

職員は、提案理由と議案内容の説明をお願いします。

●管理課長

ただ今上程いただきました、議案第13号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令を定めることについて」その内容と提案理由を説明させていただきます。この要領は、先ほど議案第12号において一部改正の議決をいただいた「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱」に定めるところにより、厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費の支給に係る事務の処理について規定をしております。今回の改正は、先ほどの取扱要綱と同様の改正理由であり、準要保護世帯の家計負担を軽減する目的で、新たな援助費目であるクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、援助対象とすることから当該援助費目を追加するもので、あわせて、支給の意義、対象学年、支給方法等を追加するものであります。それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書19ページをご覧ください。議案第13号「厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給事務処理要領の一部を改正する訓令」を次のとおり定めるものでございます。改正内容については、別にお配りしている議案第13号説明資料「新旧対照表」にてご説明いたします。1ページをご覧ください。第2条「支給費目の意義」であります。第9号として、クラブ活動費、第10号として生徒会費、第11号としてPTA会費の3号を加えそれぞれの支給費目の意義を規定しております。第3条「支給費目の対象学年」であります。第9号として、クラブ活動費、第11号として生徒会費、第11号としてPTA会費をの3号を加えそれぞれの支給費目の支給対象学年を規定しております。第8条「就学援助費の支給方法等」であります。2ページをご覧ください。第2項に、第9号として、ク

ラブ活動費、第10号として生徒会費、第11号としてP T A会費の3号を加え、それぞれの支給期日を規定しております。第9条「就学援助費の返還」であります。第6号として、クラブ活動費、第7号として生徒会費、第8号としてP T A会費の3号を加え、返還の方法を規定しております。第10条「年度途中認定者の就学援助費の支給」であります。第9号として、クラブ活動費、第10号として生徒会費、第11号としてP T A会費の3号を加え、それぞれ支給方法を規定しております。

また、同条第3項第3号中、新たに3区分の支給費目の追加があったことから「第8号」を「第11号」と引用番号の改正をするものです。続いて様式の改正であります。3ページをご覧ください。現行の別記様式第1号「要保護及び準要保護児童生徒認定等決定通知書」学校長宛となります。4ページをご覧ください。改正案として別記様式第1号にクラブ活動費、生徒会費、P T A会費の欄を加える改正になります。5ページをご覧ください。現行の別記様式第2号「要保護及び準要保護児童生徒認定等決定通知書」保護者宛となります。6ページをご覧ください。改正案として別記様式第2号にクラブ活動費、生徒会費、P T A会費の欄を加える改正になります。議案書21ページをご覧ください。附則であります。この訓令は、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●教育長

内容は、就学援助費支給品目の追加に伴う、事務処理要領の一部改正についてであります。これから質疑を行います。

●濱委員

クラブ活動費の用具の金額的な目安は、いくらなのか。

●管理課長 国の基準がありまして、上限が定められているので、その範囲内になります。

●田辺委員 第8条の支給方法なんですけど、前期、後期とあるが支給月などは定まっていないということですか。

●管理課長 生徒会費とPTA会費は学校で定める時期が早いので、前期に支給。クラブ活動費においては、部活動によって、額の確定が遅いものがあるので、クラブ活動費は、金額が定まってから支給するという事です。

前期は、認定作業終了後の7月後半ころになりますが、後期は10月頃になります。

●教育長 他にございませんか。

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 日程第6、協議第1号を議題といたします。平成29年度厚岸町立学校卒業式の参列者についてでありますけれども、私から学校名と参列者の氏名をご提案したいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長 3月15日木曜日高知小中学校田辺委員、厚岸中学校森

脇委員、真龍中学校平良木委員、太田中学校濱委員。

3月20日火曜日厚岸小学校田辺委員、真龍小学校、濱委員、太田小学校、森脇委員 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(はい。の声)

●教育長

では、そのように決定いたします。その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

●教育長

以上で、本日の会議日程は全て終了しました。これもちまして、第2回教育委員会を閉会します。